

アジア・大洋州における 環境配慮型金融の新たな展開

2005年4月
シンガポール駐在員事務所
日本政策投資銀行

[要旨]

「環境に配慮した金融」という概念は、アジア諸国では、数年前まではあまり議論されていなかった。もともと金融は、環境への直接的影響が少ない。また汚染された土壌を含む土地を担保にとったり、環境汚染企業に対して融資をするリスクというのは、欧米では銀行界の業務上の重要課題であったが、アジアではそれほど重要視されていなかった。欧米では早くから根付いていた社会的責任投資(SRI)もアジアの金融市場では日本や香港のファンドなど僅かな先進事例があるだけであった。

ところが、近年のアジアのめざましい経済発展は、人々の生活水準を高めるとともに、その意識を環境や健康、安全といったところに向けさせた。もともとアジアの人口規模と、これに基づく潜在的な経済規模からすれば、その地球環境に与える影響はきわめて大きい。その現実にアジアの人々が気づいた今、金融を含めあらゆる局面で環境・社会(サステナビリティ)への配慮が求められるようになってきた。

例えば、CSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)の概念は、多国籍企業のアジアにおける製造拠点が引き起こした児童酷使などの問題からアジア各国のサプライチェーン全体に広がり、今では金融機関の活動にも影響を与えている。アジアの開発金融機関は、その融資基準にCSRの概念を取り込もうと検討を始めている。金融機関が熱帯雨林の伐採を伴う開発プロジェクトに融資することへの非難は、エクエーター原則の採択に向かい、アジア地域におけるプロジェクト・ファイナンスに関わる多くの金融機関がこれに参加している。社会的責任投資(SRI:Socially Responsible Investment)については、いわゆるエコ・ファンドやSRIファンドがアジアの金融市場でも次第に投資家の注目を浴びるようになってきている。地球温暖化問題は、本年2月に京都議定書が発効したことで、アジア諸国でも大きな関心と呼んでおり、とりわけ先進国と途上国の間で協力して温室効果ガスの排出を削減させるクリーン開発メカニズム(CDM)は各国の省エネやバイオマス発電を大きく促進させると期待されており、金融機関等の果たす投融資・情報サービス機能に対するニーズは根強い。

これらのいわゆる欧米型の環境配慮型金融モデルの普及に加えて、最近ではアジアならではのオリジナルな環境・社会配慮型の金融が広まりつつある。マイクロファイナンスは、農村部や都市の零細事業者にとって貴重な資金源となっており、貧困撲滅にも有効ということでバングラデシュ、インド、フィリピン、ミャンマー、カンボジアなどの国々に広く普及している。その先駆者として有名なバングラデシュのグラミン銀行では、温暖化対策の観点から家庭用ソーラーシステムの普及をマイクロファイナンスの活用により進めている。また、イスラム金融のアジア市場における発達に伴い、イスラミック・ファンドがマレーシアで売り出され急拡大している。SRIファンドはその成り立ちにおいて宗教・倫理的な要素を有しているが、今後も宗教的な色合いを持ちつつ倫理面から投資対象を選別するイスラミック・ファンドのようなSRIファンドはアジア市場においても増えていくことが予想される。

目をオセアニアに転じると、オーストラリアは農業、鉱業、食品製造、観光などがその主要産業であり、従来より自然環境や天然資源に対し高い関心が払われている。したがってオーストラリアの金融機関は欧米の先進的な金融機関に劣らず早い段階からUNEP FI(国連環境計画金融イニシア

タイプ)に参加するなど環境への積極的な配慮を心がけており、これをビクトリア州環境省などの公的セクターが後押ししている。特に最近は、異常気象に伴う渇水や山火事の頻発が農業金融や火災保険といった事業分野に深刻な影響を与えており、オーストラリアの金融機関にとっても温暖化対策は、同国が京都議定書非批准国という点からすれば意外であるが、重要な関心事である。また、ニュージーランドも同様に自然環境への関心が強く、また同国は京都議定書の批准国でもあることから、活動する多くの金融機関は環境に配慮した金融活動について熱心である(なお、多くの金融機関が、オーストラリア・ニュージーランドの両国にまたがって事業を行っている)。

なお、最近の動きとしては、オーストラリアの金融機関もアジアの経済活動の活発化に伴い、アジアでのビジネス展開を徐々に進展させつつあり、このような中でアジアとりわけ日本の金融機関との環境に配慮した金融に関する連携には極めて前向きになってきている。これに関しては、UNEP FIの活動の一環としてアジア・大洋州に情報交換や共通する課題解決に向けたプロジェクト実施のための拠点(アジア・太平洋地域タスクフォース)を設けるというアイデアもあり、今後の展開が期待される。

シンガポール駐在員事務所
首席駐在員 山本貴之
(yamamoto@dbj.org.sg)

目次一覧

	<u>ページ</u>
1. はじめに	4
◆ 「環境に配慮した金融」とは何か	
◆ 普及しはじめたアジア・大洋州の環境配慮型金融	
2. アジアにおける金融機関の環境配慮義務	6
◆ CSRとサプライチェーン・マネジメント	
◆ アジアにおける金融とCSR	
◆ エクエータ原則と環境アセスメント	
3. アジアにおける社会的責任投資(SRI)の普及	9
◆ SRIファンドとエコ・ファンド	
◆ イスラミック・ファンドの台頭	
4. アジアにおける地球温暖化対策と金融	12
◆ マイクロファイナンスにおける温暖化対策の試み	
◆ CDM プロジェクトと金融の役割	
5. オーストラリアにおける環境配慮型金融の進展	16
◆ オーストラリアの金融と環境との関わり	
◆ ビクトリア州環境省(EPA Victoria)の取り組み	
◆ オーストラリア金融機関の環境に配慮した金融ビジネス	
6. まとめ - 環境配慮型金融の4つの発展段階とアジアへの期待	22
附録 1: エクエータ原則を採択した金融機関一覧	24
附録 2: アジア・大洋州のUNEP FI署名機関一覧	25
参考資料	26

1. はじめに

「環境に配慮した金融」とは何か

「環境に配慮した金融」という概念は古いものではない。アメリカでは土壌汚染により住民に深刻な健康被害を生じたラブ・キャナル事件(78年)の後にスーパーファンド法が施行(80年)され、その後環境汚染を起こした事業者に対し融資した銀行に法的責任を問う判例(融資した汚染企業が倒産した場合に、融資先企業の意思決定に影響を及ぼす立場にあったとして、銀行に汚染地の浄化費用を負担させた1990年のフリート・ファクターズ判決)が出て、金融機関の環境への配慮が一気に高まった。欧州でも土壌汚染のみならず環境負荷を生じる事業者に融資したことによる銀行のリスク(返済リスクや評判リスクなど)を回避する観点から審査手続きにおいて環境への影響評価(環境デューデリジェンス)を取り入れる動きが90年代に広がった。このような状況を受けて、製造業等に比べて環境への取り組みが遅れていた金融業において、環境および持続可能性(サステナビリティ)に配慮した事業活動を普及すべく、UNEPと欧州を主な活動エリアとする金融機関とのパートナーシップによって1992年にUNEP FI(国連環境計画 金融イニシアティブ)が設立された。

UNEP FIの活動は、当初銀行・証券会社と保険会社に分けられて行われていた。これは、保険会社が気候変動による災害発生の増加などにより、環境問題が経営に少なからず影響を与える(最近10年間の自然災害による世界の保険金支払額は60年代の10倍に達する)という問題意識があった一方、証券会社は後述するSRI(社会的責任投資)ファンドが大きなマーケットとして育つことに関心があり、上に述べた銀行の関心とはそれぞれその切り口が大きく異なっていたためであった。

SRIは、投資先の財務評価に加えて、社会、環境、倫理といった社会的評価も考慮する投資行動のことであるが、60年代以降徐々に基盤が整備され、90年代において好調な株式市場と、年金基金を中心とする機関投資家の参入により、欧米の市場において大きく普及した。

これらに対し、オーストラリアの先駆的な金融機関を除けば、アジアにおける環境配慮型金融の普及は大きく出遅れていた。もちろん日本においても、公害問題の顕在化に伴い、70年代初頭に環境庁が設置されるとともに公害防止法の体系が整備され、これを遵守すべく製造業を中心に活発な公害防止投資が行われた。これを政府系金融機関や民間金融機関が融資活動により積極的に支援したことは、環境配慮型金融の嚆矢とも言えよう(日本政策投資銀行は、1970年代以降産業界に対し3兆円に上る環境対策設備投資向け融資を行っている)。

もっとも、「環境に配慮した金融」という概念は、環境機器を対象とする融資のみならず、持続可能な社会の実現に貢献し企業の社会的責任を果たすという、より広い意味で現在は使われており、その点では、環境配慮型金融のアジアにおける普及は欧米に比べて見劣りしていたと言える。(このような理由もあり環境省が2002年3月に発行した「金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書」においても、欧米を除けばわが国の金融機関に関する記述しか見当たらず、アジア・大洋州における金融活動には論及していない。)

普及はじめたアジア・大洋州の環境配慮型金融

アジア地域に環境配慮型金融を広めるため、近年さまざまな取り組みがなされている。

ASrIA (Association for Sustainable & Responsible Investment in Asia) は、香港に本拠を置く NPO であるが、64 の法人を含む 100 以上の会員を擁し、アジア地域に SRI を普及させるべく啓蒙活動を続けている。2002 年に東京、2004 年にはシンガポールで大規模な国際会議を開催したほか、さまざまなセミナーやニュースレターにより SRI に関する情報発信を世界に向けて行っている。(筆者は 3 年前の東京会議と昨年のシンガポール会議の双方にパネリストとして参加する機会を得たが、その会議の内容が前者では SRI の紹介に止まっていたのが、後者では普及のための問題点の洗い出しと具体的な解決策の検討に移行しており、この 2 年間で飛躍的に進歩しているのを実感した。)

また、アジア各国の開発金融機関は、従来からインフラ整備など経済発展のための金融を担ってきたが、近年急速に環境問題に対する意識を高め、これに対する取り組みを進めている。日本政策投資銀行では、過去 40 年間にわたってアジアや中南米・アフリカ等の開発金融機関に対し業務上のノウハウ提供を目的とする研修を行ってきたが、この数年は環境問題への対応をテーマに据えて、専門的かつ具体的な取り組みに関する情報交換を行っている。その際の議論では、例えば、フィリピン開発銀行(フィリピンの政府系金融機関)では、環境デューデリジェンスの実施を含む環境マネジメントシステム(EMS)をすでに導入し、これを職員が遺漏無く行うための専門技術的な環境マニュアルや業種別ガイドブックを整備しており、ISO14001 の認証も得ていることが紹介された(2002 年)。

ADFIAP (The Association of Development Financing Institutions in Asia and the Pacific) は、アジア・太平洋地域に所在する開発金融機関の集まりであるが、最近加盟金融機関の環境への取り組みに関する普及啓蒙にも注力しており、2005 年 5 月に行われる総会では、「環境と金融」が「ガバナンス」「リスク管理」「アントレプレナーシップ」と並んでセッションのテーマとなっている。ADFIAP は、このほか上記の ASrIA と連携して開発金融機関向けの SRI に関するセミナーを開催(2004 年 6 月)したり、融資活動における環境リスク管理をテーマに「Greening the Financial Sector Forum」と題する会議(2005 年 3 月)を主催したりしている。

このような動きを踏まえて、UNEP FI はアジアでの活動を拡大すべく、2002 年 10 月に東京で「金融と環境に関する国際会議」を開催した。この会議には、30 カ国以上の約 100 の金融機関から 490 名が参加し、アジアで初めて環境配慮型金融をテーマとして 2 日間の議論を行った。会議の閉会にあたって 環境に配慮した投融資対象の選定、 環境に資する金融商品の開発、 最適なガバナンス体制の整備、 ステークホルダーとの対話といった 4 項目の東京原則がコンファレンス・ステートメントとして発表され、アジアにおける環境配慮型金融の普及啓蒙の必要性が強く認識された。

このように、アジアにおいて環境配慮型金融への取り組みが最近急速に進展してきている。その最大の理由は、アジア地域の高い経済成長率と人口の爆発的な増加により世界の環境問題を考える上でアジアが重要な要素となっていることが挙げられる。また、生活が豊かになったアジアの人々にとっても環境問題は重要なテーマとして認識され、環境配慮型金融については初期段階は欧米型の手法の導入(例えば CSR や SRI という概念の受け入れ)が一般的であったが、最近ではよりアジアの社会・経済・文化に立脚した環境配慮型金融が根ざしつつあることが特徴的である。

2. アジアにおける金融機関の環境配慮義務

CSRとサプライチェーンマネジメント

アジアで最初にCSRが議論されたのは、欧米企業の製造拠点における児童酷使などの人権問題がきっかけであった。スポーツ靴メーカーとして有名なナイキ(Nike)は、アジア各国に製造工場を持つが、低賃金、賃金不払いの増加、強制的な残業、不衛生な飲料水の提供、作業監督者による言葉による虐待や時としてセクシャル・ハラスメントにも及ぶ日常的な身体検査などが問題となり、また労働組合を組織化しようとする労働者の違法解雇といった事態も報道されている。この問題は、ナイキのベトナム、インドネシア、タイなどアジア各国の工場で、1990年代以降次々と顕在化していった。同様にリーボック(Reebok)のインドネシア工場、マクドナルドのハッピーセットにつけるおもちゃの中国工場、IKEA(スウェーデンの家具メーカー)のラオス工場などでも同様な問題が報告されている。

この問題は非常に複雑である。会社側も行動規範(Code of Conduct)を整備し再発防止策を採る一方で、専門家によって構成された外部モニタリングを導入し、更に客観的な現地調査レポート(特殊なケースを除き、報道されたような問題が広範には起きていない旨検証している)を公表するなどさまざまな対応策を取っている。しかし、一旦失墜した企業イメージを回復するのは、なかなか困難である。また、背景として、政府による労働環境の監督が十分に行われておらず、また、これらの工場の労働者は通常人材派遣会社による派遣社員であるため、労働組合を組織しにくいという点や、実際にベトナムの工場団地を訪問すると、靴などの家庭用製品の完成在庫品が工場内で紛失するケースが多く、定期的な工場労働者の身体検査は欠かせないという事情も聞く。

昨年6月にASRIAとADFIAPがアジアの開発金融機関向けに開催したCSRセミナーでこの事件を扱ったことがある。一般には会社側の対応の不手際を非難する声が強かったが、ネパールの開発金融機関の部長は、この問題を顕在化させたNPOとナイキ等企業の双方を厳しく批判していた。まず、NPOに対しては現地の社会経済事情を理解しないにもかかわらず欧米流のCSRの観念をいきなり持ち込んで経済発展の芽を壊したと非難する。ネパールは、ナイキのような外国企業を相当額の補助金を提供して誘致し、経済の活性化と雇用確保の切り札として期待していた。しかし、NPOの厳しい攻撃を受けたナイキは工場を中国に移転させ、ネパールからは撤退した。児童酷使の事実はある程度あったようだが、交通の便も乏しく治安が悪い工業地域では自由に外出することもままならず、狭い寮の部屋で過ごすより工場で長時間働いて残業代を手にするのを望む従業員は多かったそうだ。結局ナイキの撤退により若年女子労働者を中心とする2万3千人の従業員は職を失い、その多くが都市に出たものの職はなく、やむを得ず売春などで僅かな生活費を得る者も少なくなかったと明かす。もちろん、このような事態を招いた上に、十分な改善策を施さないまま、あっさり撤退を決めた企業側をも彼は厳しく非難していた。

CSRの普及啓蒙には、単なる人権擁護の主張だけではなく、それを支える経済基盤や社会制度の整備、とりわけ教育の普及が必要不可欠であり、上記のネパールのナイキの例が端的に示すように非常に複雑な問題である。これに対し、日本からアジア地域に進出している日本企業は、品質管理やコスト削減に非常な努力を払いながらも、欧米系多国籍企業や韓国・台湾といった他のアジア

系企業に比べて、比較的この種の問題の顕在化が少ないように思える。ひとつには、「和」や「しつけ」を重視する家族経営やQC活動といった日本型工場管理がうまく機能していることも理由として挙げられるだろうし、他方各地の最低賃金にある程度上乘せして支払うスタイルや環境対策や労働者の安全・衛生管理に非常に気を使う日本企業の対応が好感されているからとも考えられる。しかし、アジア各国のCSRの問題は、日本で話題になっているコンプライアンスに絡む企業不祥事とは性格が大きく異なり、貧困問題(社会インフラの不足や教育問題)や政治的な腐敗(ガバナンスの立ち遅れ)が重要な要因となっている。このため、日本企業のグローバル化に伴うサプライチェーンの整備には、CSR問題への一層の配慮が重要であり、いわゆる欧米型のCSRとは異なるアジア各国の独自の事情(独自の倫理観や価値基準、文化、社会環境など)に十分留意する必要があるだろう。

アジアにおける金融とCSR

アジアにおけるサプライチェーンに由来するCSRには、多くの企業が取り組み始めているが、アジアの金融機関でCSRに積極的に取り組んでいる例はまだ少ない。各国の開発金融機関は、CSRの一分野ともいえる環境への配慮につき次第に意識を強めるとともに、雇用やコミュニティとの融和などについても貢献すべく検討をはじめている。

シンガポール・ビジネス協会(SBF)は、会員向け広報誌BizQ(2004年9・10月号)で「Doing good」というタイトルでCSRを特集し、その普及を図っている。例えば、シンガポールの企業で、ISO 14001の認証を受けた数は1999年には110社に過ぎなかったが、2003年には470社に増えたと紹介されている。(なお、シンガポールではCSRレポートまたは環境報告書を発行している企業はシンガポール航空、セムコープ・インダストリーズなど3社に過ぎず、シンガポール政府の環境白書も水の節約や廃棄物対策を中心テーマとして2005年3月に初めて公開されている。)

さて、上記のSBFのレポートではCSRに関する具体的な企業の取り組みがいくつか紹介されている。例えば、スーパーマーケットのチェーンであるフェア・プライス(FairPrice)は、2004年に政府の消費税値上げに対し生活必需品400品目について値上げ分2%(約3億円分)を自社で吸収し、消費者に転嫁しなかった。また、民間金融機関であるHSBC(the Hongkong and Shanghai Banking Corporation)のコミュニティへの還元事業(慈善事業)も詳しく紹介されている。同社は、1997年以来従業員がボランティア活動に参加することを奨励し、活動しやすい職場環境づくりを行ってきており、最近では1000人以上の従業員がボランティアとして地域に貢献している。また、2002年には創業125周年の記念事業として約92百万円の募金をCommunity ChestやSchool Pocket Money Fundといった身体障害者や就学児童向けの基金に寄付している。

このように、シンガポールではCSRというと、チャリティ事業による社会貢献を意味することが多い。もっとも、後で詳述するが、やはり民間金融機関であるUOB(United Overseas Bank)は、子会社のUOB Asset ManagementでSRIファンド(倫理ファンドのひとつであるthe United Global UNIFEM Singapore Fundと同社初のイスラミック・ファンドであるthe Afdaal Fund Series)の販売を始めており、金融ビジネスの世界でもCSRへの取り組みは徐々に浸透し始めている。

エクエータ原則と環境アセスメント

アジア地域における金融とCSRの関係で特筆すべきは、エクエータ原則の採択であろう。これまで欧米の金融機関は、プロジェクト・ファイナンスなどの金融手法を用いてアジア地域の開発プロジェクトを金融面で後押ししてきた。しかし、これらの開発プロジェクトには環境保護の観点からはあまり望ましくないとされるもの(例えばインドネシア・スマトラ島でのAPP(アジア・アンド・パルプ・ペーパー)社等による熱帯雨林伐採事業)も含まれていたために、たびたび環境NPOから批判を受けるようになり、いくつかの金融機関は、社会環境面での影響評価を事前に行い影響が軽微なものに限り融資対象とするようにルールを作った。このルールの代表例が世銀グループ(IFC:国際金融公社など)が策定したものであり、これを欧米を中心とする民間金融機関が自らのルールとして採択し、広めたのがエクエータ原則(赤道原則:The Equator Principle)である。2003年6月に7か国の10の金融機関で採択されてスタートしたが、現在(2005年3月末)では世界で29の金融機関に採択されており、その所在地もヨーロッパ、北米、オーストラリア(ウエストパック銀行)、日本(みずほコーポレート銀行)、ブラジル(ブラジル銀行など4行)に広がっている。(エクエータ原則のウェブサイト参照 <http://www.equator-principles.com>)

エクエータ原則の特色は、海外のプロジェクト・ファイナンス案件において銀行が借り手に環境影響評価を求め、その結果に基づき環境配慮の必要性が高いと判断された案件については、借り手に環境管理計画を策定させて、その遵守を貸し手である銀行が監督するというものである(表1参照)。いわば階層別強制的管理によって、金融機関は融資を予定する開発プロジェクトが環境にどの程度影響を与えるのかを事前を知ることとなり、また事業者(借り手)任せでなく、必要に応じて自らそのプロジェクトの環境へ与える影響を最小限にすべく監視することが求められている。

このエクエータ原則は、海外のプロジェクト・ファイナンス案件に参加する主要な金融機関が参加しており、その点で極めて有意義かつ有用なものといえよう。もっとも、これとは別に独自の環境アセスメントの手法を開発して融資対象プロジェクトの環境への事前影響評価を行っている有力な金融機関も多い。手法はどうあれ、このような環境に配慮した開発プロジェクト金融という方向性はアジアの持続可能な発展には歓迎すべきであり、欧米のみならず、アジアの金融機関にもこういった考え方が普及することが望まれる。

(表1)エクエータ原則に基づく環境・社会への影響による事業分類(出典:日経金融新聞 03.6.11)

ランク と 内容	融資先企業への対応
< Aランク > 生態系を破壊するなど環境に回復不可能な影響を与えたり、社会的弱者や少数民族の生活を脅かしたりする危険がある事業。地元住民の強制立ち退きを伴ったり、重要な文化財に影響を与えたりする場合も含む。特に事業実施地域を越えて広範囲に影響を及ぼす可能性のある事業。	環境配慮を強く義務付け
< Bランク > 地元の環境や社会に影響を与える危険性がランクAの事業より低い事業。また影響が事業実施地域の周辺など狭い地域に限られ、改善しやすい場合。	緩く義務付け
< Cランク > 地元の環境や社会に影響を与える可能性が全く、またはほとんどない事業。	義務課さず

3. アジアにおける社会的責任投資(SRI)の普及

SRIファンドとエコ・ファンド

アジアにおける社会的責任投資(SRI)の普及は、欧米に比べてかなり遅れていた。アジアの中では比較的普及が進んでいる日本においても、SRIファンドが市場に登場したのは、1999年の日興アセットマネジメントによる「エコ・ファンド」が初めてであり、まだ6年の歴史しかない。その後、いわゆるエコ・ファンド(環境関連の指標に特化して投資対象を選定するファンド)のみならず欧米型のSRIファンド(環境以外の社会貢献・倫理などに関する指標もあわせて投資対象を選定するファンド)の発売が相次ぎ、日本の広義のSRIファンドは全部で18種(2004年12月現在)となった。しかし、その総投資額は約1300億円に過ぎず、最盛期の2200億円(2000年)に満たないばかりか、アメリカの2兆1千億USドル(約230兆円)はもとより、欧州の4千億USドル(約44兆円)に比べても極めて少ない数字である。

これにはいくつかの理由がある。まず、不況により日本の株価の低迷が長らく続いたこと。欧米に比べて、日本では個人投資家がリスク商品である株式投資信託に向ける金額は少なく、多くは銀行預金や現金で資産を保有していること。逆に機関投資家にとって、SRIファンドやエコ・ファンドは必ずしも他の金融商品に比べて高利回りの商品とはいえず、その優位性を証明する記録(トラック・レコード)も十分ではなかったこと。また、投資対象の選定方法が財務パフォーマンスのみを指標とする通常のファンドに比べてわかりにくいことなどである。

これに対して、欧米では年金基金などの機関投資家が投資にあたり社会、環境、倫理的側面の検討をどの程度行っているかといった方針を明示して、積極的にSRIファンドに対し投資をしている。また、投資対象をSRIの観点から選定する専門機関も多く、その評価手法も千差万別であるがそれぞれ確立されており、機関投資家のみならず個人投資家にも広く利用されている。

もっとも、日本におけるSRIファンドの将来性については悲観的な材料が多いわけではない。個人投資家の環境・社会問題への関心は高まりを見せており、相次ぐ企業不祥事はガバナンスやコンプライアンス、情報開示の観点からも社会的に望ましい経営を行う企業を投資対象として選定する方向に向かわせている。一般の株式投資に比べてSRIファンドが長期的に有利な商品であることが日本の株式市場の記録として証明できれば、年金基金などの公的性格を有する機関投資家もSRIファンドへの投資に積極的になると思われる。また、SRIファンドを社会的に根付かせるためのNPOや専門機関による地道な普及啓蒙活動も着実に成果を上げてきている。

以上に対して、日本以外のアジアのSRIファンドはどのような状況だろうか。近年アジアの経済発展に伴いシンガポールや香港などの金融市場において取引される金融商品はその数と種類を増しており、これを目指して世界各国から流入してくる投資金額も増えているといわれる。ヘッジ・ファンドやイスラム金融は最近東南アジアの金融市場でも急速に拡大発展しつつあり、SRIファンドについても、ようやく普及拡大の兆しが見え始めている。

ASRIAの調査(ASRIA REPORT / 2003年)によれば、アジアのSRIファンド販売業者は、香港でKingsway Fund Managementなど7社、シンガポールでUOB Asset Managementなど3社、イ

ンドで2社、韓国、台湾、マレーシア、インドネシアで各1社といった状況で、日本を含めても合計で20数社に過ぎず、ファンド数も数十件に満たない(イスラミック・ファンドを除く)と想定され、オーストラリア1国(12社74ファンド)に比べても見劣りする。

もっとも、この状況は今後数年で大きく変わっていくのではないかとSRI関係者は期待する。

先に紹介したUOB Asset Management社のthe United Global UNIFEM Singapore Fundは、シンガポールで発売されたユニークな倫理系SRIファンドである(表2参照)。UNIFEM(国連婦人開発基金:開発途上国の女性に技術的・経済的援助を行う国連機関)の名称を冠していることから分かるように、このファンドは開発途上国の女性を支援することを特色としている。具体的には、女性にとって有害な経営を行う企業を排除する。例えば賭博、ポルノ、武器製造などの業種を排除し、女性を差別する企業を除き、逆に女性を適正に扱う企業を投資対象として選択する。これらのスクリーニング(選別作業)は企業の公表資料で行うが、あわせて財務・収益面からのスクリーニングを行って、投資対象を選定する。なお、UOB Asset Management社は、このファンドの販売によって顧客から受け取る手数料の一部をUNIFEMシンガポール支局に寄付をする。更に、顧客は配当の一部を再投資に回すこともできるし、UNIFEMに寄付することもできる。

このようにUNIFEMファンドは開発途上国の女性を支援する(いわゆるジェンダーに関する指標を重視する)という特色があり、これは環境保護や法令遵守、消費者保護といった指標に重きを置き、人権に関する指標をあまり重視せず、ネガティブ評価を行わないわが国のSRIファンド(エコ・ファンド)とは対照的である。しかし、このような地域性・独自性があるファンドが各地で育ち、その一方でグローバルな指標を有する欧米型のSRIファンドが普及すると、近い将来アジアでも有望なSRIファンドの市場が形成されていくものと期待される。

イスラミック・ファンドの台頭

SRIの起源については、1920年代の米国においてキリスト教会の資産運用にあたり株式投資を行う際にアルコール、タバコ、ギャンブル関連の企業を投資対象から排除したことに遡ると言われる。したがって、SRIというのはもともと宗教(およびそこから派生する倫理)と密接な関連があったことが伺える。実際、2003年に東京で行われたUNEP FI総会でも世界宗教者平和会議日本委員会の杉谷義純事務総長が仏教の立場からSRIの理念を説いている。すなわち、投資行動が社会的責任投資と呼ばれるためには、「人のために役に立つことを考え、自分の利益を考えない。投資するお金が正しい経済行動によって手に入れたものであること。投資されたお金が人々のために使われること。」という3つの基準が守られなければならないとする。

さて、近年の東南アジアの金融市場では、「イスラム金融」が目覚ましい勢いで拡大している。イスラム金融の総資産は世界75か国で30兆円に迫り、年率15%で成長しているとされ、とりわけイスラム教国マレーシアでは2003年1年間でイスラム金融に属する総資産が20%も伸び、金融全体に占める割合も10%程度になったといわれる(JCIF Country Report 2004年9月6日)。

イスラム金融とは、「シャリア法」(イスラム教に基づく行動規範)に則って行われる金融活動である。端的に言えば、利子を取ることを禁じ、喜捨(ザカート)を促し、利益・損失をシェアすることを原則と

する。この金融の特色は、宗教色が強いことであるが、他方で非イスラム教国の一般の金融機関（例えばシンガポールのOCBC銀行など）がイスラム金融のサービスを行い、これを非イスラム教徒であっても利用できるという融通性も兼ね備えている。具体的には、利子の授受をしないかわりに割賦販売（ただし品物は動かない）の方式で事実上の融資サービスが受けられ、希望すれば自動的に預金口座からイスラム教教会に定率の喜捨を入金することができ、損益をシェアする共同出資（利益配分）形式の金融商品を購入することもできる。

このイスラム金融が急速に発展した背景には、イラク戦争の長期化に伴うオイル・マネーの欧米市場からの還流といった背景がある。しかし、長期固定金利やリスクシェア型の金融商品としての魅力に加えて、宗教的・倫理的な観点から見た公正さ・透明性への社会（預金者・投資家）の期待があることも見逃せない。

イスラミック・ファンドは、この宗教的・倫理的な公正さ・透明性という観点をよりクローズアップしたSRIファンド（倫理ファンド）ということができる。具体的には、このファンドはイスラムの教えで違法なもの（Haram といい、アルコール、豚、ギャンブル、ポルノなどが該当する）への投資が禁じられる。もっとも豚を除けば、他のSRIファンド（倫理ファンド）の投資基準とも比較的近似しており、その意味では今日的なSRIファンドと言っても何ら差し支えない。

イスラミック・ファンドはすでに世界で100種類が販売され、その資産額は3～5千億円にのぼり、年率12～15%の割合で増加しているといわれる（ASRIA）。マレーシアで販売されているものだけでも34種類あり、その資産額は756百万USD（約800億円）と日本のエコ・ファンドの資産規模に匹敵する。しかも、イスラム金融のハブを目指すマレーシア政府は、このファンドの普及を強力に支援しており、現在の拡大傾向は当分続くものと予想される。

最近是非イスラム教国でもイスラミック・ファンドが販売されるようになった。シンガポールでは、HSBCなどが同ファンドを手がけてきたが、2004年7月にはUOB Asset Management が、同社としては初めて the Afdaal Fund Series というイスラミック・ファンドを発売した。もっとも、このファンドはイスラム金融になじみが深い CIMB(Commerce International Merchant Bankers Berhad, Malaysia)とパートナーを組んで商品設計を行っており、むしろマレーシアを拠点とするものである。

同ファンドの設計を担当したCIMBのイスラム金融チームのヘッドである Badlisyah Abdul Ghani 氏に投資対象の選定方法を聞くと、外国人客にアルコールを売るホテルチェーンであっても投資対象として選ぶことはあり、イスラム教に基づく違法性の判断は売り上げ・収益に占める違法な物品・行為の割合で決まるとのことであった。選定方法の透明性の確保は、この種の宗教系倫理ファンドにとっては大切な生命線となるであろう。

(表2)シンガポールで販売されているSRIファンドの例(出典:UOB Asset Management 社資料)

ファンド名・内容	ファンドの特色
<倫理系ファンド> the United Global UNIFEM Singapore Fund (UOB Asset Management)	女性差別企業及び女性にとって有害な業種(賭博・ポルノ・武器製造等)への投資を排除
<イスラミック・ファンド> the Afdaal Fund Series (UOB Asset Management / CIMB)	イスラム教に基づき違法なもの(アルコール・豚・賭博・ポルノ等)を扱う事業への投資を排除

4. アジアにおける地球温暖化対策と金融

地球温暖化対策は、いま世界が直面するもっとも重要な環境問題のひとつであり、欧州をはじめ各国の金融機関も喫緊の課題として温暖化対策に取り組んでいる。日本では、ESCO事業などの環境ビジネスや省エネ機器向けの融資、低公害車への低料率保険や天候デリバティブ、CDP (Carbon Disclosure Project)をはじめとするSRIの取り組み(本行ニューヨーク駐在員事務所報告NO.80「カーボン・ファイナンスとグローバル株式市場」2003年7月、同NO.85「地球温暖化と企業価値への影響」2004年7月参照)、排出権取引の仲介などさまざまな金融商品・金融サービスが温暖化対策において重要な役割を果たしている。

それでは、他のアジア各国ではどのような取り組みがなされているだろうか。本章では、特徴的な二つの取り組みを紹介したい。

マイクロファイナンスにおける温暖化対策の試み

マイクロファイナンスは、銀行などによる金融サービスが十分に整っていない開発途上国において、自営業者や小規模農家、家庭の主婦など貧困で零細な経済主体が僅かな額の融資を梃子に経済活動を活性化させ、生活の質を改善させることができる金融システムである。簡単に言えば、無担保低利(年利10%以下)の小額融資(通常1回の融資額は50USドル:約5500円以下)であるが、グループによる連帯保証(法的に保証債務を負わずに単なる監視を目的とする場合もある)に特色がある。すなわち、4-5人の地縁・血縁の集団内で助け合うことにより、借入人の事業がうまくいく一方で、金融機関としても高い返済率(90%以上)を確保することができる。この金融サービスは、インド、パキスタン、バングラデシュ、タイ、中国、フィリピン、ミャンマー、カンボジアなどアジア各国に広く普及しており、特に農村部では貴重な資金源となっている。また、融資を受ける借り手に占める女性の割合が高いことも特色となっている。

マイクロファイナンスの事業主体は、草の根活動的なNGOが多いが、農村銀行・貯蓄銀行や貯蓄貸付協同組合などが行う場合もある。商業銀行は、むしろマイクロファイナンス機関への資金の出し手となっている。マイクロファイナンスの事業主体として最も有名なのは、バングラデシュのグラミン銀行である。同行が融資した借り手の数は、421万人(2005年2月)にのぼり、そのうち96%が女性である。1393の支店は、バングラデシュ全体の村の数の70%にあたる5万の村落をカバーし、マイクロファイナンスのサービスを行っている。年間454百万USドル(約5億円)の融資を行い、返済率は99%と極めて高い。(グラミン銀行のウェブサイト参照 <http://www.grameen-info.org>)

ところで、このように優れたマイクロ・ファイナンスにも、いくつかの問題点がある。

ひとつは資金調達である。多くの機関が海外の団体からの寄付金を元手に事業を始めているが、事業を拡大するに伴い資金が不足し、これを金融市場からの借り入れによってまかなっている。(これに対し、グラミン銀行のように新たな寄付の受け入れや借り入れを行わず自己資金で運営し、利益を出している機関もある。)もっとも、小規模で事業内容も確立されていないようなマイクロファイナンス機関も多く、安定的な資金調達には苦勞している。そこで、これを支援するために欧米の金融機

関などが出資してファンドを組成し、マイクロファイナンス向けに資産担保融資により資金を供給している。例えば Dexia Micro-Credit Fund は、4150万USドル(約46億円)の資金を21か国の48のマイクロファイナンス機関(その借り手の数は約150万人)に融資している。

次のより大きな問題は、返済率の高さに関連する。貧困者向け無担保低利融資において返済率が驚異的に高いことは、マイクロファイナンスの持続可能な発展には非常に望ましいことである。しかし、パキスタンのNPOであるRBIの Ambreen Waheed 女史に実情を聞くと、実際には借主が資金を返せない場合も多く、借り入れ時に組成したグループ内のメンバーに迷惑をかけないために(村八分にされないために)村の高利貸しから高利(年利20%以上)の資金を借りて、マイクロファイナンスの返済に充てる場合も多いと聞く。このような場合は、本来貧困解消のきっかけとなるべきマイクロファイナンスがかえって貧困を悪化させる躰きの元となってしまう。

結局のところ、最終的には借り手の自助努力に負うところが多いのはやむをえないが、マイクロファイナンスが有効であるのは、資金提供とあわせて借り手の事業化を円滑に進めるような教育プログラムや生活支援のノウハウ供与がなされる場合であり、このような総合的多面的な支援策を同時並行的に進めることが貧困の解消には不可欠である。

さて、以上のようなマイクロファイナンスの一環として、地球温暖化への取り組みが進められている。グラミン銀行のグループ会社であるグラミン・シャクティ社(Grameen Shakti)は、貧困解消のために再生可能エネルギーの利用を提唱している。すなわち、バングラデシュでは人口の70%が電気の供給されない地域に住んでいる。そして、もし電気があれば、その地域住民の労働時間を増やし、主婦の家庭内労働(かごを編んだり、木工、電気器具の修理、縫い物や魚網を編むことなど)や子供の教育も進めることができる。そこで、グラミン・シャクティ社がはじめたのは家庭用ソーラーシステム(50wで375USドル)を割賦販売することである。1996年の会社設立以来、これまでに2万8千個のシステムを設置し17万5千人が灯油ランプに代えて太陽光によって得た明かりを享受しているという。これにより、年間2044千キロリットルの灯油の削減になっており、このような草の根の金融活動が地球温暖化対策に貢献していることに同社は誇りを抱いている。

CDMプロジェクトと金融の役割

地球温暖化対策については、今年の2月16日に京都議定書が発効し、わが国を含め先進各国は、温暖化ガス削減の目標達成が義務づけられた。ところで、京都議定書は、他の国の排出削減量を「排出権」として自国の排出枠に算入できる「京都メカニズム」を設けている。例えば、この仕組みを使うと、先進国が目標値のない途上国で「クリーン開発メカニズム(CDM)」による排出削減に協力して、見返りに排出権(CER)を取得することができる。わが国のようにすでに長期にわたって省エネ投資を最大限進めてきた国にとって、京都議定書の遵守という目標達成には、このような「クリーン開発メカニズム(CDM)」はコスト的にも非常に有効な方策である。もちろん、途上国にとっても、先進国の資金や技術が入って、自国内の省エネルギーや新エネルギー開発が進むので、環境面からもプロジェクト開発面からも望ましい。しかし、現実には、さまざまな問題が生じて、必ずしもうまく進んでいない事態も見受けられる。

よく言われるのは、途上国側にCDMに関する十分な知識がなく、どのようにしてプロジェクトづくりをしていいかわからない、という問題である。しかし、アジア各国を見ているかぎり、この問題は程度の差こそあれ、かなり改善されつつある。いわゆるキャパシティ・ビルディング(普及啓蒙)を目的とするシンポジウムやセミナーが、各国の環境省や先進国政府の支援で頻繁に開催され、日を追うごとに途上国のエネルギー事業者やプロジェクト・デベロッパーは疑問点を解消しつつある。

また、CDMの認定に至る手順やPIN(Project Idea Note)やPDD(Project Design Document)といった申請に必要な書類の書き方、削減量の算定方法なども、非常に複雑かつ不明確であった(例えば、排出権を売ることによってはじめて事業が成り立つという additionality(追加性)の説明がCDM認定のためには必要であるが、想定されるエネルギー消費量(baseline)など積算根拠を算定するのが難しい、といったような技術的な問題があった)。しかし、これも各国でCDMに関する指定国家機関(DNA: Designated National Authority)が組織され、細かい申請の手順や算定方法に関するルールが次第に公表されてきており、問題は解消に向かっている。

こうなると、次の問題は、よりビジネスに近いところで生じる。すなわち、CER(排出権)の買取価格はいくらか、契約期間はどれくらいか、価格以外にプロジェクトの選定要因はあるのか、という売買に関する問題がひとつ。そして、もうひとつの問題は、資金調達である。

CDMプロジェクトをアジアで進めようとしている事業者の多くは、中小企業である。例えばタイやマレーシアでは、もみがらやパーム油の絞りかすを燃料にして発電をしたり、廃棄物処分場に出るメタンガスを回収して発電するといったプロジェクトが多いが、これらを進めようとしている事業者は、数人からせいぜい20~30人程度の会社であり、資本金もプロジェクト・コスト(1件数億~数十億円)の百分の一にも満たない。そこで、彼らにとっては、プロジェクトに対して出資または融資してくれる金融機関(または投資家)の存在が絶対に必要である。もちろん地元の金融機関からの資金調達も検討するであろうが(現時点では途上国の政府系金融機関などが資金面でのバックアップを行おうとしているが、積極的にリスクテイクをして投融资をしようとする地元の金融機関はまだ少ない)、CERの購入を求めて参入してくる先進国の金融機関(排出権買取機関)の存在は貴重である。更に言えば、金と知恵の両方を提供してくれる投資家を彼らは切望している。

昨年12月に日本政策投資銀行と国際協力銀行が民間企業31社と共同出資して設立した日本温暖化ガス削減基金(JGRF)は、まさに上に述べた金(排出権購入資金と国際協力銀行によるプロジェクト融資)と知恵(出資会社による温室効果ガス削減技術供与とCDM認定ノウハウ)の両方を提供できる機関である(図1参照)。日本は、アジアのCDM市場にとってEU各国と並ぶ最大の顧客であり、JGRF及びその資金運用を担当する日本カーボンファイナンス(JCF)に対する途上国の政府関係者、開発事業者の期待は極めて強い。

もっとも、アジアのCDM市場には、今後排出権の価格が現在のCO₂換算トン当たり5~6USドルから20USドル以上にも跳ね上がると予測して、すでにオランダ、カナダ、デンマークなど排出削減国のバイヤーが数多く参入し資金とノウハウを提供しはじめている。更にアメリカやオーストラリアといった議定書の非加盟国の排出権取引業者までもが投資案件探しを開始している。現実には、タイ、マレーシア、ベトナムといった国では、事業者に信頼が置けて工事の熟度が高くCDMの認定が有望

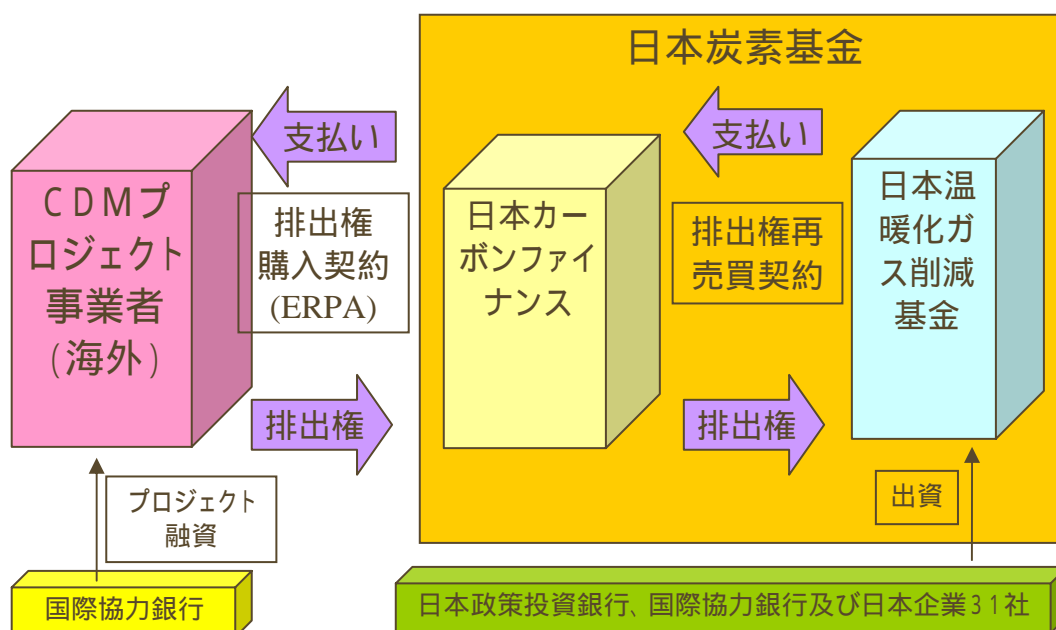
視されるプロジェクトには、複数の国の買取機関からオファーが入り、場合によっては同一国の複数のバイヤーが同じ案件の排出権を取り合うという事態が起こりつつある。

このように考えると、CDMプロジェクトは一部案件に偏った売り手市場のまま成熟し、もはや金融ビジネスの成り立つ余地はないようにも思われる。しかし、そう考えるのは早計であろう。途上国の事業者がキャパシティビルディングにより育ち、政府のCDMプロジェクト認定の体制や支援プログラムが整備されれば、先進国の購入者が積極的に技術やノウハウを供与して潜在的な案件を掘り起こすことにより、まだまだ有望なCDMプロジェクトは出てくるはずである。

しかしながら、金融の視点から見れば、この分野は通常の投融資に比べて依然として大きなリスクを抱えている。プロジェクトのフィービリティ(排出権がどれだけ出るか)に加えてCDMとして認定されるか、また取得したCER(排出権)がいくらで売れるか、といった点は、各国の法制度とも絡んで不確定要素がなお多く残されている。しかも、2008年に始まる第1約束期間に間に合わせようとする、プロジェクト開拓に残された時間には限りがある(プロジェクトが稼動して排出権を生み出すまでには、一定の期間が必要である)。

しかし、それでも急速に京都議定書遵守に向けての法整備や具体的な取り組みが各国で進んでいる現状を考えると、わが国の金融機関にとってもこれらCDMプロジェクトへの投融資は大きなビジネスチャンスとなり得るというべきであろう。実際に、Eco Securities社のMarc Stuart氏によれば、Standard Bank、Rabobank、Fortis、CDC-Ixisといった欧州の金融機関は、積極的にこの分野での投融資活動を拡大させている。とりわけ日本企業がすでに数多く進出しており政治的な安定度が高い国も多いアジアでは、そのような日本企業(省エネ技術やバイオマス発電などの環境技術を持っている企業は多い)とタイアップして行うCDM金融は、将来の排出権市場での取引や国内取引先の温暖化ガス排出削減支援ともあわせて十分に魅力的な事業となる可能性がある。

(図1) 日本温暖化ガス削減基金と日本カーボンファイナンスの仕組み(出典: 同社資料)



5. オーストラリアにおける環境配慮型金融の進展

オーストラリアの金融と環境との関わり

オーストラリアは近年順調な経済成長を続けている(2004年の実質GDP成長率は3.6%)が、産業別GDP比率を見ると、70%がサービス業であり(製造業は12%、鉱業は5%、農業は3%)。これに対し、わが国は製造業20.5%、鉱業0.1%、農業1.3%)、不動産業と並んで金融サービス業はオーストラリアの主要産業となっている。オーストラリアの金融機関は、わが国の金融機関と同様に合併統合によってビジネスを拡大してきており、その事業エリアは、オーストラリア、ニュージーランドに加えて、英国・アイルランド(National Australia Bank Limited)や南太平洋(Australia New Zealand Banking Group Limited (ANZ)、Westpac Banking Corporation)などに及んでいる。更に、近年は、アジアへも積極的にビジネス展開しており、例えばANZは、オーストラリアで最もアジア進出に力を入れている銀行であるが、実際にベトナムなどに行くとその看板をよく目にする。もちろん銀行のみならず損害保険会社(Insurance Australia Group Limited(IAG))も自動車保険といった分野で中国などアジア市場に対して本格的に進出する機会をうかがっている。

オーストラリアの最大の輸出相手国は日本であるが(第二位中国、第三位米国)、その主な輸出品は、石炭、牛肉、鉄鉱石、アルミニウムなどであり、農業と鉱業はオーストラリアの2大輸出産業である。更に、観光産業もオーストラリアの重要な輸出産業となっている。また、隣のニュージーランドは、畜産を中心とする生産性の高い農業が主要産業であり、酪農品、食肉、林産物が主な輸出品目となっている。したがって、いわゆる住宅金融などのリーテイル取引を除けば、これらの産業に対する投融资がオーストラリアの金融機関にとっては重要な取引となる。そして、農業や観光業が環境汚染や異常気象といったリスクに非常に影響されやすく、逆に鉱業が時として環境に大きな影響を与えることを考えると、オーストラリアの金融機関が環境への配慮に熱心なのは容易に想像できる。実際に、近年は干ばつが続き水不足に悩む一方で山火事が数多く発生しており、また暴風雨による被害も増加している(このため保険会社の支払いも増えている)。このような異常気象が農業や観光業に与える影響は大きく、銀行、証券、保険といった業種を問わず気候変動リスクは金融業にとっても重要なテーマとなっている(なお、地球温暖化対策について言えば、オーストラリアは京都議定書を批准していないが、ニュージーランドは批准している)。また、土壌汚染、アスベストといった環境問題に対する法規制は欧米と同様に進んでおり、銀行など金融機関もこれらのリスクについては十分な配慮を求められている。

ビクトリア州環境省(EPA Victoria)の取り組み

オーストラリアは、連邦制を採っており、連邦の立法権限は国防、外交、通商、租税、通貨、移民等の特定の事項に限定されている。したがって、環境規制に関わる立法権限は、各州(全部で7州及び首都特別地域)に委ねられている。金融機関の環境配慮に最も熱心な州は、ビクトリア州(州都メルボルン)。人口規模では州都シドニーを擁するニューサウスウェールズ州に次ぐオーストラリア第二の州)であり、その環境省(Environment Protection Authority (EPA), Victoria)は、1970年にオ

ーオーストラリアで初めて設立されて以来(わが国の環境庁、米国の環境保護庁とほぼ同時期に当たる)、ビクトリア州からオーストラリア全土に対して積極的な環境保護政策を提唱してきた。

EPA Victoria は、金融機関の環境への配慮に関して、いくつかの先進的かつユニークな取り組みを行っている。まず自主的な環境保護協定(Voluntary Sustainability covenants)の締結という制度がある。これは業種は金融業に限らないが、企業または団体がビクトリア州の環境に配慮する具体的な取り組みを自主的に定めて、その遵守を EPA Victoria と契約するのである。実際にビクトリア州最大の公務員の年金運用機関である VicSuper Pty. Ltd.(VicSuper)は、2003年にこの契約を EPA Victoria と締結した。その契約内容は全て公表されており、資金運用において持続可能性への配慮を投資方針として組み込むこと、持続可能性への取り組みを報告・公表し、コミュニティ(地域住民)やステークホルダー(株主・顧客・従業員などの利害関係者)との対話を進めること、廃棄物を削減し、紙の使用量を抑制し、温室効果ガスの排出を減らすこと、などである。Sustainability covenants の契約は、その後も Lend Lease Property Management Australia(不動産業)や Kangan Batman Institute of TAFE(自動車教習所運営)など数社と締結している。

このほか、eco-foot print(オフィスや学校等の建物から生じる環境負荷を検証して資源の有効活用や建物の省エネ化を啓発する活動)や the Sustainability Fund という環境保護基金の設立・運営といった取り組みも行っている。

EPA Victoria は、環境に配慮した金融をオーストラリアに普及させるため、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)と覚書(MOU)を2000年11月にドイツで行われた年次総会の際に締結した。この覚書に従い、EPA Victoria はUNEP FIの大洋州での活動を支援するため、ニューズレターを定期的に発行して署名機関相互の環境への取り組みに関する情報交換を進めたり、気候変動に関する署名機関内のワーキング・グループの活動を支援したりしている。また、保険業の環境配慮に関する報告書(Risk, the Environment and the Role of the Insurance Industry)をとりまとめて発行(2003年1月)している。

オーストラリア金融機関の環境に配慮した金融ビジネス

以下では、オーストラリアの金融機関のうち環境への配慮を積極的に行っている8つの機関の取り組み内容を、特に金融ビジネスという切り口から紹介する(表3参照)。

(1) ウェストバック銀行 Westpac Banking Corporation

ウェストバック銀行は、オーストラリアではコモンウェルス銀行に次ぐ国内第2位の銀行(総資産約20兆円)で、1817年設立と最も歴史が古い(設立時はニュー・サウス・ウェールズ銀行といい、1982年に現在の名称に改称した)。1995年に西オーストラリアのチャレンジ銀行、1996年にニュージーランド信託銀行、1997年にビクトリア州のメルボルン銀行を合併して業容を拡大してきた。

同行は、環太平洋諸国を中心に世界の金融センターに支店網を持っているが、その金融活動は主にオーストラリア、ニュージーランド、太平洋諸島地域に集中している。現在、同行は、820万人の顧客に金融サービスを提供し、従業員数は2万7千人を数える。

同行の環境配慮活動は、オーストラリアの金融機関の中では最も初期段階から積極的に関与してきたことで知られている。

UNEP FI については組織創設時(1992年)以来のメンバーで、現在ロンドン支店長のハンコック氏がステアリングコミッティ(運営委員会)の議長を務める。1996年にはオーストラリア政府が主導

したグリーンハウス・チャレンジ(温室効果ガス削減のキャンペーン)に銀行として初めて参加している。エクエーター原則の最初の採択時メンバー(2003年6月に採択した7か国の9行のひとつ)で、ダウ・ジョーンズのサステナビリティ・インデックスでも銀行部門のリーディング企業として位置づけられている。カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(2004年)では、2004年気候リーダーシップ・インデックスの50企業に選ばれている。

同行は、傘下に投資信託部門(ウェストパック・インベストメント・マネジメント社。現在は後述するBTファイナンシャル・グループの一部門となっている)を有しているが、モナシュ・サステナビリティ・エンタープライズ社と提携して、オーストラリアでは代表的なSRI事業を行っている。同社の投資対象選別手法は、「ベスト・オブ・セクター方式」(モナシュ社が、さまざまな業種毎に最も環境配慮に先進的に取り組んでいる企業を独自に選択する)による第一段階の選別の後に、ポジティブ評価とネガティブ評価の両方を取り入れて投資家に環境・倫理などの観点から特定の業種を除外させるシステムを採用しており、きわめてユニークである。ウェストパック銀行グループの提供するSRI商品としては、ウェストパック・オーストラリアン・サステナビリティ・シェア・ファンド、ウェストパック・オーストラリアン・エコ・シェア・ファンド、ウェストパック・サステナビリティ・インターナショナル・シェア・ファンドなどがある。

また、同行内部では、2001年に環境管理システムを整備し、環境アドバイザー・グループを設置している。これらは、行内における電気・水道・消耗品の使用や出張時またはサプライチェーンにおける環境・社会リスクを検討し、最小化しようとするものである。更に、審査方針の中に融資判断に際しての環境リスク評価の必要性を明記し、また保有資産の中に人々の健康、環境その他コミュニティへ何らかの負荷を生じる物質が含まれるのを回避するべく努めている。

同行は、現在従業員への環境教育に力を入れているほか、WWFオーストラリアなどのNPOとの協調も積極的に行っている。今後の環境関連金融ビジネスとしては、日本カーボン・ファイナンスの活動に興味を持っており、同行はCDMプロジェクトへの投資ファンドを設立し、排出権取引市場へも参加して積極的なビジネス展開を図りたいという意欲を示している。

(2) ナショナル・オーストラリア銀行 National Australia Bank Limited (NAB)

ナショナル・オーストラリア銀行は、1858年設立のオーストラリア国内第3位の銀行で、ナショナル銀行グループ(グループ全体の総資産34兆円)傘下には、同行のほかバンク・オブ・ニュージーランド(BNZ)、英国のヨークシャー銀行、クライズデール銀行がある。グループ全体の顧客数は、1080万人。ナショナル・オーストラリア銀行は、環境配慮型企業としてダウ・ジョーンズのサステナビリティ・インデックスやFTSE4Goodといったインデックスの銘柄として指定されている。UNEP FIにも参加(2002年)。2004年には、独立系格付け機関であるReputex社により社会的な責任を果たしているオーストラリア企業トップ10のひとつに選ばれた。

同行は、早い時期(1992年)にすべての融資に環境リスクアセスメントを導入し、融資活動による環境影響の評価を行っている。また、環境テクニカル・アドバイザー委員会の指導により、この環境影響評価をオーストラリアのみならず英国、アイルランドでも利用できるように国際規格化の作業を進めている。オーストラリア国内では、鉱業会社の環境対策や風力発電、水不足対応(温暖化対策)にも積極的に取り組んでいる。また、これらの取り組みでは、「ナショナル」という自行のブランド・ネームを非常に大事にしている。

(3) ANZ 銀行 Australia & New Zealand Banking Group Limited (ANZ)

ANZ銀行は、1835年に設立されたオーストラリアでは第4位(総資産約20兆円)の銀行。ニュージーランドではナショナル・バンク・オブ・ニュージーランド(NBNZ)を昨年12月に買収し同国では最大規模の銀行となっており、アジア地域での金融活動はインドネシアでの銀行買収やカンボジアでの合弁銀行設立の動きなど上記3行の中で最も盛んである。従業員は2万8千人。

東京総会を機にUNEP FIに参加(2003年10月)した。同行は、上記2行に比べると、環境報告書の発行(現在検討中)など総合的な環境への取り組みという点では後発であるが、温暖化対策を中心とする自主的な取り組みという点では非常に積極的である。例えば、ISO14001を取得し、特に自社ビルでの環境負荷軽減(ビルの省エネ・両面コピー奨励による省資源など)では非常にユニークな活動を続けている。また風力発電、農業廃棄物を利用した発電、小規模水力発電など再生可能エネルギーへの投融資にも積極的である。Greening Australia といった政府主導の温暖化対策プロジェクトへの参加や再生可能エネルギーに関する支援ファンド(Windpower projects, the Wind Power Investment Trust, the Renewable Energy Support Fund など) 設立にも関与している。

(4) Insurance Australia Group Limited (IAG) (NRMA Insurance Group から名称変更)

IAGは、オーストラリア・ニュージーランド両国における最大の保険グループ(契約保険資産72兆円、従業員11500人)。NRMA 保険、SGIO、SGIC、CGU、Swann 保険、State 保険といったさまざまなブランドで保険商品を販売している。

IAGの環境配慮活動の特色は、家庭の身近なところ(in-house "basics")から環境負荷を改善していくという運動を進めていることであり、リサイクル、省エネ、省資源(紙の節約、旅行の削減)などの推奨から始まって、供給者と顧客との関係まで変えていこうとしている。同社はこの活動を対外的にはステークホルダーに広め、社内的には環境パフォーマンスの計測により根付かせようとしている。

同社は、環境に配慮した保険商品の販売に非常に積極的である。特に関心のある分野としては、温暖化防止、自動車の管理、産業廃棄物処理、洪水防止、エネルギーの有効利用などである。

オーストラリアでは、気候変動に伴う干ばつにより山火事や嵐、雹などの被害が拡大しており、同社では、地球温暖化は保険会社の収益に直接的な影響があるとして、気象学者をフルタイムの職員に迎えるなどして早期から積極的に関与してきた。この点については、日本の保険会社との連携に強い意欲を示している。また、ロードサービス(日本でいうJAF)による交通安全の確保やコミュニティに対する犯罪防止活動にも鋭意取り組んでおり、このような保険ビジネスに根ざした社会活動についても意欲的である(ロードアシストビジネスは、アジアでは中国でも事業を始めている。IAGは、中国損保業界2位の中国太平洋財産保険の株式25%を取得すると報じられており、車や持ち家の普及に伴い、成長が見込まれる中国市場への事業拡大にも熱心である)。UNEP FIに参加(2003年)しており、そのステアリング・コミッティにグレッグ女史(CSR担当シニア・マネジャー)がメンバーとして参加している。

同社の環境配慮活動はオーストラリア国内では広く認められており、Ethical Investor Magazine's Sustainability Awards(2003年)やNSW SEDA Energy Smart Green Globe Awards(2003)など数多くの賞を受賞している。また、産業調査にも力を入れており、2005年1月にはハイブリッド車の修理費が電子コントロール・システムや大容量のバッテリーを搭載しているため高額になるという消費者の誤解を解き、他の車と大差ないという調査結果を発表して話題になった。

(5) VIC Super Pty Ltd

VIC Superは、ビクトリア州の公務員の年金資産を運用管理する会社(1994年設立)で、2000年には一般の投資信託の受付を始め、現在ではオーストラリアでは最大規模(運用資産額2000億円、会員18万7千人)の年金資産運用会社となっている。資産額の10%をいわゆるSRI(環境配慮・労働条件などの社会的要素を判断基準として投資先を選別する)に振り向けており、UNEP FI(2003年東京会議で署名)のほかCDP(Carbon Disclosure Project: 2004年)にも参加し、すでに紹介したようにEPA Victoriaとのsustainability covenantsも全産業で初めて締結している(2003年)。長期的な観点からの最適投資を心がけており、SRI投資が長期的に見て顧客資産の最大化に資することを前提に10%の投資配分というポートフォリオを組んでいる。同社は、他の豪州の金融機関と共同で温暖化対策に関するワーキング・グループを主宰している。

同社の環境配慮活動もオーストラリア国内では広く認められており、Leadership in Socially Responsible Investment - 2003 Banksia Environmental Awardsなど数多くの賞を受賞している。

(6) BT Financial Group

BT Financial Groupは、Westpacのグループ企業で資産運用会社(運用資産額4500億円)。SRI投資(上記のウェストパック銀行の項目で詳説)とガバナンス・アドバイザー・サービスに定評がある。企業のガバナンスの評価手法については、ガバナンス委員会の設立や規定類の整備などを評価項目にするが、企業のトップおよびガバナンス担当重役とのインタビューを重視している。

また、ガバナンス・アドバイザー・サービス業務の一環として、ガバナンス監査、環境リスク管理に関する情報開示、職場の健康・安全リスク管理、人権とサプライ・チェーン、電子ゲーム機器利用の影響などに関する詳細な調査を行っている。

(7) AMP Capital Investors

AMPは、ニュージーランドで150年以上前に発祥した金融サービス会社で、生命保険ではオーストラリア国内最大手、ファンドマネジメントでは同2位の規模を誇っている。現在オーストラリア、ニュージーランド、英国を中心に資産約6300億円を運用している。AMPには、二つの部門があり、AMP Financial ServiceとAMP Capital Investorsであるが、前者は保険事業や不動産などによる資産運用を行い、後者が投資金融業務を行う。

AMP Capital Investors は、とりわけSRIにかかる投資運用に定評があり、環境配慮とCSRをX軸とY軸において二次元の枠で評価して産業別に投資対象を選別する手法を確立している。この評価手法の特色は、CSRが一定の評点以下、または環境配慮が一定の評点以下ではそれぞれ投資対象として足切りにあうが、いったん評価対象の俎上にのぼれば両方を加味して評価するというもの（例えば、再生可能エネルギー業者や教育・IT関係などは一般に環境配慮の評価が高くなる傾向にあり、その場合はCSRの評価が十分高くなくても投資対象となり得る。これに対し鉱業や建設業・製造業ではCSRの評価が高くないと投資対象とはならない。このように、業種毎の特性が評価を左右する）。

AMP Capital Investors は、Sustainable Future Funds という投資信託商品を提供し、オーストラリア国内及び国外の企業の銘柄で運用しており、運用資産規模はそれぞれ約240億円と約60億円である。

(8) Export Finance Insurance Corporation (EFIC)

EFIC は、オーストラリア政府系金融機関で、輸出金融・輸出保険を扱っている。同社は、オーストラリアから輸出する製品の購入者（または購入者に融資する金融業者）に対し、中長期の融資を行っている。また、政治リスクに備えて投資家と金融業者に対する貿易保険も扱っている。

同社は、環境アセスメントの導入や環境報告書の発行、UNEP FI への参加などを検討中である。

(表3) オーストラリア金融機関の環境配慮型金融への取り組み (出典: 各社資料より筆者作成)

金融機関名	<業種>	所在地	ウェブサイト	主な取り組み
(1) ウェストバック銀行 Westpac Banking Corporation				
<銀行業> 本社:シドニー http://www.national.com.au 1992年 UNEP FI設立・参加。1996年「グリーンハウス・チャレンジ」に銀行として初参加。2003年 エクエータ原則を世界で初めて採択。2004年 カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)気候リーダーシップ・インデックスの50企業に選ばれる。ダウ・ジョーンズ サステイナビリティ インデックスの銀行部門にも掲載。Stakeholder Impact Report を継続的に発行。				
(2) ナショナル・オーストラリア銀行 National Australia Bank Limited (NAB)				
<銀行業> 本社:メルボルン http://www.national.com.au 2002年 UNEP FI参加。現在 ダウ・ジョーンズ サステイナビリティ インデックスの銀行部門及びFTSE4 Goodに掲載。Reputexからオーストラリアのトップ10社会的責任企業として評価を受ける。Corporate Social Responsibility Report を継続的に発行。				
(3) ANZ 銀行 Australia & New Zealand Banking Group Limited (ANZ)				
<銀行業> 本社:メルボルン http://www.anz.com.au 2003年 UNEP FI参加。オーストラリア政府の「グリーンハウス・チャレンジ」参加。The Wind Power Trust, the Renewable Energy Support Fund などに参加。				
(4) Insurance Australia Group Limited (IAG)				
<損害保険業> 本社:シドニー http://www.iag.com.au 2003年 UNEP FI参加。気候変動対策のほか、家庭の身近な環境負荷改善運動、交通安全や犯罪防止運動などコミュニティ関連の活動に積極的。Sustainability Report を継続的に発行。				
(5) VIC Super Pty Ltd <投資信託業> 本社:メルボルン http://www.vicsuper.com.au				
2003年 UNEP FI参加。ビクトリア州環境省とサステイナビリティ誓約協定締結。2004年 カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)署名。公務員年金の運用を手がけており、運用資産の10%をSRIに投資。気候変動対策にも積極的。Sustainability Report を継続的に発行。				
(6) BT Financial Group <投資信託業> 本社:シドニー http://www.btonline.com.au				
ウェストバック銀行のグループ企業でSRIとガバナンス・アドバイザー・サービスに定評あり。				
(7) AMP Capital Investors <投資信託業> 本社:シドニー http://www.ampcapital.com.au				
生命保険大手のAMPのグループ企業で Sustainable Future Funds などの金融商品を提供。				
(8) Export Finance Insurance Corporation (EFIC)				
<輸出保険・輸出金融> 本社:シドニー http://www.efic.gov.au 環境アセスメントの導入や環境報告書の発行、UNEP FI への参加などを検討中。				

オーストラリアの金融機関の環境への配慮については、いくつかの特色がある。

まず、環境への配慮は、企業としての義務(CSR)であるとともにビジネス・チャンスとして捉えていることである。営利を追求する民間金融機関である以上、持続的な取り組みを可能にするには、トップのコミットメントや従業員の意識改革も大切だが、やはりその取り組み自体が総合的かつ長期的に見て収益を生まなければならない。環境汚染による資産価値の悪化や風評リスクを回避するというマイナス面よりも、SRIのプラス評価による株価、企業価値の向上、更に金融ビジネスとして環境に配慮した金融活動を収益に結び付ける方向性というのが極めて重要視されている。

その点で、ステークホルダー(株主、顧客、従業員など)やコミュニティ(地域社会)への情報開示や説明責任を果たすことを重視する一方で、環境に配慮した新しい金融商品の開発には非常に熱心である。例えば、いくつかの金融機関はそれぞれ独自にSRIに関する評価手法を開発しているが、日本政策投資銀行の環境配慮型経営促進事業(企業の環境経営度を評価してそのランクに応じて金利を決めて融資をする制度。2004年4月より運用を開始し、1年間の融資実績は32社400億円。)をそれぞれの金融機関に紹介したところ、評価の仕方や優遇する金利差、モニタリングの手法などについて非常に高い関心を示した。同様に、第4章で紹介した日本温暖化ガス削減基金(JGRF)や日本カーボン・ファイナンス(JCF)の事業内容にも強い興味を示している。CDMプロジェクトへの投融資や排出権取引は地球温暖化防止に貢献するとともに、金融機関の収益にも将来大きく貢献し得ると考えているからである。

また、次の特色として気候変動に対する強い関心がある。先に述べたように、気候変動に伴い山火事や暴風雨が頻発すれば、損害保険会社は多額の保険金を支払う必要がある。他方、銀行は、干ばつに悩む農業や、天候が客足に影響する観光産業などへ多額の融資をしており、気候変動はそれらの返済を滞らせるおそれがある。風力発電など再生可能なエネルギーへの投資や自らの本社ビルの省エネ化などオーストラリアの金融機関は、この問題に関しさまざまな配慮をしている。

また、SRIに対する関心も、年金基金の運用をはじめとして、非常に強い。

今後は、オーストラリアの金融機関は、アジアの経済発展に伴い、ますますアジア地域とのつながりを強めていくように思われる。現実にはオーストラリアの天然資源は今後ますますアジア各国に供給され、それに伴いアジアとオーストラリア・ニュージーランドとの資金のやり取りは更に増加していくであろう。また、アジアの金融市場も更に成長・発展していくことが予想される。

このような中で、オーストラリアの金融機関は、アジアの金融機関と競争する一方で、協調し連携を図っていくことになる。その一環として環境に配慮した金融の分野でも、UNEP FIの活動を通して、アジア・大洋州に何らかの活動拠点(UNEP FIアジア太平洋タスクフォース/APTF: Asian-Pacific Task Force)を設け、これを媒介にして互いに情報交換し、必要があれば問題解決のためのワーキング・グループを組織するというアイデアが、現在具体化に向けて検討されている。

6. まとめ - 環境配慮型金融の4つの発展段階とアジアへの期待

環境配慮型金融については、その発展過程において4つの段階があると考えられる(表4参照)。

- (1) 第一段階: 金融活動において環境への配慮を全く行わない。
- (2) 第二段階: 環境リスクを避けるために、環境規制に対応しつつ、消極的に環境に配慮する。
- (3) 第三段階: 企業の社会的責任(CSR)として環境に配慮し、優れた企業イメージを確立する。
- (4) 第四段階: 積極的に環境に配慮し、環境配慮型金融をビジネスとして進め、企業価値を高める。

欧米では、かつて第一段階であったものが、1980年代から90年代にかけて土壤汚染問題の顕在化などに伴い第二段階に至り、審査方針に環境デューデリジェンスが導入された。第三段階は90年代から2000年代のCSRとSRIの普及によってもたらされた。エクエータ原則の採択やカーボン・ディスクロージャー・プロジェクトへの参画は第二段階から第三段階の移行期に当たる。更に、第四段階として、SRIファンドや天候デリバティブの普及、CDMプロジェクトへの投融資や排出権取引などが導入され、これらは今後ますます隆盛に向かうと考えられる。

アジアの環境配慮型金融は、数年前までは第二段階にさえも至っていなかった。わが国では、2002年の土壤汚染防止法の施行に伴い銀行などの金融機関は一斉に担保評価に土壤汚染の影響を組み込み、これによって第二段階に入った。これに次いで、第三段階として、最近の相次ぐ企業不祥事の問題からわが国の金融業界においてもガバナンスやコンプライアンスの必要性が強く認識されるようになってきている。もっとも、CSR担当部署の設置やCSRレポート(環境報告書)の発表などについては、他の業種に比べそれほど盛んではない。第四段階の現象としては、1999年の「エコ・ファンド」発売以来、日本にもSRIファンドがようやく根付きはじめており、またこのほかの環境に配慮した金融商品も最近になって徐々に普及しはじめている。もっとも、その多くはまだPR段階であり、本格的な普及期を迎え収益に貢献するには、まだ多少の時間が必要であろう。しかし、重要なことは、ここ数年で環境配慮型金融はわが国においても急速に進展し、数年前に第一段階からスタートしたものの、たちまち第四段階に入りつつあるということである。

さらに、わが国を除くアジアの金融機関の動きは、もっと急である。アジアの急激な経済成長は、環境配慮型金融の分野においても急速な進歩をもたらし、もちろん国・機関によって程度の差は大きくあるが、政府系の開発金融機関のみならず民間金融機関においても、CSRや環境への配慮が投融資事業の中に取り入れられるようになった。再生可能エネルギー発電などCDMプロジェクトに絡むような新規分野の投融資のみならず、コミュニティに配慮し地域住民の生活環境を改善するような投融資活動が着実に普及している。しかも、特徴的なのは、これらは欧米型のCSR・SRIの輸入ではなく、イスラミック・ファンドの例が示すように、アジアに独自の価値観や経済・社会環境に応じた社会価値増進型の金融が急速に普及している点であり、注目される。

他方、オーストラリア・ニュージーランドでは、欧米型の環境配慮型金融が、早い時期から根付いており、すでに上記の第三段階から第四段階にあると言えよう。そして、アジアとの経済的な接点が次第に強くなるにつれて、オーストラリア等の金融機関は、アジアの金融機関との協調と連携を進め、アジアに環境配慮型金融を普及発展させる上で重要な役割を果たすものと期待される。

(表4)環境配慮型金融の4つの発展段階(出典:筆者作成)

発展段階と内容	地域と移行時期
<p>< 第一段階 > 金融活動において環境への配慮を全く行わない。</p>	<p>欧米:1970年代まで特に環境配慮なし。 アジア:2000年頃まで目立った環境配慮なし。(ただし、日本では70年代以降に公害防止投資への融資あり。90年代後半には損保会社の環境配慮が進み、証券会社からはエコファンドの発売あり。)</p>
<p>< 第二段階 > 環境リスクを避けるために、環境規制に対応しつつ、消極的に環境に配慮する。</p>	<p>欧米:80~90年代に土壤汚染問題の顕在化により第一段階から移行。環境デューデリジエンスを導入。 アジア:日本では2002年土壤汚染対策法の施行により第一段階から移行。他のアジア諸国では一部の金融機関で取り組み進む。</p>
<p>< 第三段階 > 企業の社会的責任(CSR)として環境に配慮し、優れた企業イメージを確立する。</p>	<p>欧米:90年代以降現在に至るまでにCSRとSRIの普及により第二段階より移行。 アジア:日本を含め先進的な取り組みが一部の金融機関で見られるが、今後CSRの普及により第二段階からの移行が見込まれる。</p>
<p>< 第四段階 > 積極的に環境に配慮し、環境配慮型金融をビジネスとして進め、企業価値を高める。</p>	<p>欧米:一部の金融機関で積極的な取り組みが始まっており、近い将来、第三段階からの移行が見込まれる。 アジア:今後急速に第一段階から第二・第三段階を経て(または飛び越して)移行する可能性がある。ただし、アジア内でも地域・金融機関により対応は大きく異なる。</p>

今後、アジア経済が景気の波や政治情勢の影響は受けるにせよ着実に成長していくことは大方の予想するところであり、またアジアにおける経済活動が地球環境に与える影響の大きさを考慮すると、アジアの金融機関が環境の保全に果たす役割は間接的とはいえ広汎かつ重大である。そして、環境保全、経済成長、調和のとれた社会という3つの命題をバランスよく達成するためには、環境配慮型金融は、狭義の環境のみならず、災害の防止や生活基盤の向上などより広い概念(持続可能性:Sustainability)を含みつつ、アジアの人々の安全と健康を守り、豊かな生活を増進していく上で必要不可欠のものとなるであろう。

そして、このような動きを率先して進めていくのはわが国の金融機関としても重要な責務であり、それは国際的に活躍する金融機関はもとより、むしろ地域に根ざしコミュニティの生活環境に深く関わる金融機関にとっても重要な視点となりえる。わが国の金融機関としては、そのような視点から新たな収益基盤を見つけ、金融機関としての企業価値を高めていくための次世代の戦略を打ち出すことも必要であり、かつ可能となっていくであろう。

附録1：エクエータ原則を採択した金融機関一覧

出典: The Equator Principle <http://www.equator-principles.com/>

Financial Institution(金融機関名)	Country(国名)
ABN AMRO Bank, N.V.	Netherlands
Banco Bradesco	Brazil
Banco do Brasil	Brazil
Banco Itau	Brazil
Nabco Itau BBA	Brazil
Bank of America	USA
Barclays plc	UK
BBVA	Spain
Calyon	France
CIBC	Canada
Citigroup Inc.	USA
Credit Suisse Group	Switzerland
Dexia Group	Belgium
Dresdner Bank	Germany
EKF	Denmark
HSBC Group	UK
HVB Group	Germany
ING Group	Netherlands
KBC	Belgium
MCC	Italy
Mizuho Corporate Bank(みずほコーポレート銀行)	Japan(日本)
Rabobank Group	Netherlands
Royal Bank of Canada	Canada
Scotiabank	Canada
Standard Chartered Bank	UK
The Royal Bank of Scotland	UK
Unibanco	Brazil
WestLB AG	Germany
Westpac Banking Corporation	Australia

計29機関(2005年3月末現在)

(注) 機関名掲載の順番は英文名称アルファベット順。

附録2：アジア・大洋州のUNEP FI署名機関一覧

出典: UNEP FI(国連環境計画 金融イニシアティブ) <http://www.unepfi.org>

Country & Name of Financial Institution(国別署名機関名)	
Japan(日本) 16機関	
Aioi Insurance Co., Ltd あいおい損害保険	Nikko Cordial Corporation 日興コーディアル証券
Daiwa Securities Group Inc. 大和証券グループ本社	Nipponkoa Insurance Co., Ltd 日本興亜損害保険
Development Bank of Japan (DBJ) 日本政策投資銀行	Shiga Bank, Ltd 滋賀銀行
Good Bankers Co., Ltd. グッドバンカー	Sompo Japan Insurance Inc. 損害保険ジャパン
Japan Bank for International Cooperation (JBIC) 国際協力銀行	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc. 三井住友フィナンシャルグループ
JI Accident & Fire Insurance Co. Ltd. ジェイアイ傷害火災保険	Sumitomo Trust & Banking Co., Ltd. 住友信託銀行
Mitsu Sumitomo Insurance Co., Inc. 三井住友海上火災保険	The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. 東京三菱銀行
Nikko Asset Management Co. 日興アセットマネジメント	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. 東京海上日動火災保険
Korea(韓国) 3機関	
Hyundai Marine and Fire Insurance Co. Ltd.	
Kookim Bank	
Woori Bank	
China(中国) 1機関	
Bank of Shanghai	
Philippines(フィリピン) 7機関	
Bank of the Philippine Islands	Philippine Bank of Communications (PBCOM)
Development Bank of the Philippines	Planters Development Bank
Land Bank of the Philippines	Rizal Commercial Banking Corporation (RCBC)
Metropolitan Bank and Trust Company	
Thailand(タイ) 2機関	
Bangkok Insurance Public Company Ltd	
Thai Investment and Securities Public Company Ltd	
Australia(オーストラリア) 8機関	
Australia & New Zealand Banking Group Limited (ANZ)	QBE Insurance Group Ltd.
Insurance Australia Group Limited	Savings & Loans Credit Union (S.A.) Ltd
Mecu Limited	VicSuper Pty Ltd
National Australia Bank Limited	Westpac Banking Corporation
New Zealand(ニュージーランド) 2機関	
Sovereign Assurance	
Tower Insurance	
アジア29機関 大洋州10機関 計39機関 (世界全体で178機関)	

(2005年3月末現在)

(注) 各国内の機関名掲載の順番は英文名称アルファベット順。

参考資料

ウェブサイト

1. UNEP FI(国連環境計画 金融イニシアティブ) <http://www.unepfi.org>
2. ADFIAP(アジア・太平洋開発金融機関協会) <http://www.adfiap.org>
3. EPA Victoria(オーストラリア ビクトリア州環境省) <http://www.epa.vic.gov.au>
4. ASrIA <http://www.asria.org>
5. Grameen Bank(グラミン銀行) <http://www.grameen-info.org>
6. エクエータ原則 <http://www.equator-principle.com>

報告書および出版物

7. 環境省(2002年)、金融業における環境配慮行動に関する調査研究 報告書
8. 黒田知幸ほか(2005年)、開発途上国における多国籍企業のCSRの現状～グローバル・サプライチェーン・マネジメントの視点から:「横浜国際社会科学研究」第9巻
9. 吉田守一(2002年)、社会的責任投資(SRI)の動向 - 新たな局面を迎える企業の社会的責任 - 日本政策投資銀行「調査」NO.40
10. ASrIA(2003年)、SRI in Asian Emerging Markets (ASrIA REPORTS)
11. 山沖義和(2004年)、東南アジアで急成長するイスラム金融(1) - イスラム金融とは何か? JCIF Country Report 2004年9月6日
12. 山沖義和(2004年)、東南アジアで急成長するイスラム金融(2) - イスラム金融の先進国マレーシア、その開花が始まったインドネシア - JCIF Country Report 2004年10月28日
13. 日本政策投資銀行(2003年)、2003国連環境計画・金融イニシアティブ東京会議 会議概要報告書
14. 金融機関の環境戦略研究会(2004年)、「金融機関の環境戦略」きんざい

記事およびプレスリリース

15. **Doing Good**, *BizQ September/October 2004* (Singapore Business Federation)
16. 途上国融資 環境保護を条件に:米シティなど10行が新手法 影響度3分類、2003年6月11日 日経金融新聞
17. 温暖化ガス排出権 海外から購入:基金に35社出資、2004年11月8日 日本経済新聞
18. 排出権を共同購入 温室効果ガス 官民が基金145億円、2004年11月14日 朝日新聞